

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第四十五号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第五十六条の十三第一項第二号アの」を「第五十六条の十三第一項第二号及び第六十三条第一項第三号の身体等に障害を有し歩行が困難な者その他の」に改め、同項第二号中「第三項に」を「この条に」に改め、同項第三号中「療育手帳の交付」の下に「（第三項において「療育手帳の交付」という。）を、「精神障害者保健福祉手帳の交付」の下に「（第三項において「精神障害者保健福祉手帳の交付」という。）を加え、同条第二項中「規則」を「身体障害者等で十八歳未満のものその他の規則」に改め、同条第三項第一号イ中「又は」の下に「条例第五十六条の十三第一項第二号ウ及び第六十三条第一項第三号ウの」を、「世帯」の下に「（以下この項において「身体障害者等のみで構成される世帯」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第五十六条の十三第一項第三号及び第四号並びに第二項第四号から第六号まで並びに第六十三条第一項第四号及び第二項第四号から第六号までの身体等に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定めるものは、身体障害者手帳の交付、戦傷病者手帳の交付、療育手帳の交付又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

第六十二号様式中

学 生 等	( )
学 生 等	( )
国際競技大会	

に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則の規定による改正前の奈良県税条例施行規則第六十二号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。